

第 1 6 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 6 年 1 0 月 1 0 日

第16回農業委員会（総会）

令和6年10月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第25号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 2件
- 第 3 報告第26号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 4 報告第27号
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）… 1件
- 第 5 議 第41号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 6 議 第42号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 7 議 第43号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
1 0 番	田中 廣之	1 1 番	中島 健一	1 2 番	木下 弥生
1 3 番	奥村 次一	1 4 番	堀 裕子		

・会議に欠席した委員

なし

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	3 番	中野 孝彦	4 番	山本 光作
5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	1 0 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第16回草津市農業委員会総会を開催します。感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

 そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せて願います。

 また、本日は傍聴の方はおられません。

 なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

 私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

 （農業委員会憲章の唱和）

事務局長 ありがとうございました。

 それでは、田中会長よろしく願いいたします。

会長 みなさま本日も大変お忙しい中、総会にご出席をいただきありがとうございます。ここ最近急に朝、夕涼しくなっております。みなさま、体調にはお気をつけ頂きたいと思います。

会長 ただいまから、第16回草津市農業委員会総会を開会します。

 本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。

 議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますようお願いいたします。

会長 それでは、これより日程に入ります。

 日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番 角井廣司委員、議席番号13番 奥村次一委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第25号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第25号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明い

たします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、野路五丁目に住所を有する届出人が、資材置場兼露天駐車場として、本人が所有する矢倉二丁目地先の登記地目田、現況雑種地1筆614㎡を転用されようとするものです。

届出地は、令和元年着工の滋賀県南部土木事務所の河川改修事業の協力地として、届出人が提供され、県公共工事にかかる資材置場・車両置場として利用されていました。

当初契約時、工事の完了後に原状回復を行う約束でしたが、期間終了時には、労力不足等により農地の維持管理が難しいと判断し、原状のまま県から返還してもらうこととされ、今回経過書を添付の上で届出がなされました。

雨水排水については、敷地勾配を南側に向けて付け、申請地内南側の既設の雨水枡を利用し、道路側溝を通じて放流されます。新たな造成工事等はありません。

隣接地は、田・雑種地・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号2番は、大津市大萱三丁目に住所を有する届出人が、敷地前面道路の拡幅を目的として、本人が所有する野路町地先の田1筆74㎡を転用されようとするものです。

届出地は、後に説明いたします、議題26号1番において、自己用住宅の建築に際し、敷地前面道路の拡幅（2m→4m）が必要となったことから届出がなされました。

雨水排水については、届出地内北側に、新たに側溝を設け、集水枡を通じて水路へ放流する計画となっております。

隣接地は、里道および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は9月19日付、番号2番は9月12日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言

いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第25号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第26号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします

事務局 報告第26号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、南草津二丁目に住所を有する譲受人が、自己用住宅、公衆用道路を目的とし、譲渡人が所有する野路町地先の田4筆計440.71㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界は、法面処理(1:1.8)をされ、北側道路高に合わせ40cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水については、届出地内北側に新たに側溝(50cm幅)を設け、集水桝を通じて水路へ放流する計画となっております。

隣接地は、田・道路および申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は9月12日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第26号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第27号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第27号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものであります。

今月の通知は、1件です。議案書は4ページです。

番号1番は、下笠町に住所を有する賃借人は、賃貸人が所有する下笠町地先の田2筆計3,123㎡に対して、農用地利用集積計画に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、今回合意解約がなされました。

両者は、農地中間管理機構を通じ、これまで農地の貸借を行われてきましたが、賃借人が耕作できなくなったため、合意解約されたものです。今後は、新たな耕作者と契約される予定です。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますようお願いいたします。

8番 山元 2筆とも、長期に耕作放棄地であったため、解約されたことに安堵しているが、未だ決まった耕作者が現れていないということか。

事務局 そのとおりです。

8番 山元 では今後、どのような動きになるのか。

事務局 11月より地域計画策定に向けた地区別会議が行われる予定です。合計約3,000㎡もある整備田でもあるので、ふさわしい耕作者を見出していきたいと思っています。この会議には、地区担当の農業委員・推進委員にも後日、出席の依頼がありますのでよろしくお願いします。

会長 その他発言はありませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第 27 号を終わります。

会長 次に、日程第 5 議第 41 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番と 2 番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、2 件です。議案書は、5 ページです。

番号 1 番は、北山田町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、北山田町地先の畑 1 筆 733 m²を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、高齢で耕作することが困難となったため、経営規模を拡大しようとする譲受人と、今回話がまとまり、申請をなされたものです。

なお、譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、栽培計画については、大根、ネギ等を作付けされる予定です。

番号 2 番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の畑 1 筆 600 m²を贈与にて取得されようとするものです。

譲渡人との関係は、伯父です。

申請地は、令和 5 年 12 月で農地法第 3 条許可（売買）により取得された農地であり、サツマイモの栽培を行われ、1 度目の収穫がなされた時期にあたりますが、仕事が多忙となり、農作業従事が困難となったため、同町に居住する伯父こと、譲受人に相談したところ、贈与という条件で、今回話がまとまり申請をなされたものです。

譲受人は新規就農者となりますが、園芸業を営んでおられ、既に農業機械を所有しております。また、農業従事要件を確認しましたところ、譲受人の妻の実家は農業を営んでおられたため、農作業経験は豊富であり、現在も勤め先の幼稚園の農地でサツマイモ、玉ネギ等を耕作されており、取得された農地については、引き続きサツマイモの栽培をする予定です。

なお、番号 1 番ならびに 2 番の農地法第 3 条第 2 項に定める各要件についてですが、第 1 号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと

判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、農地取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、番号1番ならびに2番の各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請2件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番
中島

8月下旬に佐山推進委員さんと現地確認を行いました。現役で農業をされている方で、何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。以上です。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員をお願いします。

8番
田中

贈与での申請でございます。譲受人の方は、新規就農者さんです。一年一作物でサツマイモの収穫が出来ましたので、許可出来ると考え、印を押しました。よろしくお願いいたします。

会長

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第41号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案

のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第41号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第42号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第42号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、6ページです。

番号1番は、山田町に住所を有する申請人が、露天駐車場として、山田町地先の登記地目田、現況田1筆1,196㎡を転用されようとするものです。

申請地は、申請者が所有する、お寺に隣接する土地であり、既存参拝用の駐車場が手狭であるため、本申請をなされました。なお、申請地の一部が雑種地化し、駐車場として利用されていることから、顛末書を添付のうえ、申請がなされております。

隣地との境界は、法面処理（1：1.8）をされ、西側出入口の高さに合わせ、30cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水については、浸透式とされます。

隣接地は、宅地および雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の白地であり、申請地から500m以内に、市立山田小学校、および山田まちづくりセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号2番は、矢橋町に住所を有する申請人が、住宅敷地の一部として、南山田町地先の登記地目畑、現況宅地1筆99㎡を転用されようとするものです。

申請地は、昭和58年頃に隣接地に住宅を建設した際、建物の一部が申請地に掛かっており、これまで隣接地と一体利用されておりました。今般、申請人が申請地の相続を受け、土地の整理をされるため、調査をしたところ、農地法の手続きを失念していたことがわかり、顛末書を添付のうえ、本申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

隣接地は、畑および宅地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上2件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番と2番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員をお願いします。

6番
中瀬

1番の案件につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。隣接する農地もないことから問題等はありません。

2番の案件につきましては、事務局からの説明のとおりであります。顛末案件でございます。周囲に田があるのですが隣地承諾もいただいていることから問題はないと判断いたしました。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますようお願いいたします。

9 番 露天駐車場にしては、かなりの面積だと思うのですが、ここはお寺の駐車
田中 場でしょうか。

6 番 そうです。
中瀬

9 番 分かりました。ありがとうございます。
田中

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第42号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第42号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番と2番の案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第43号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題し、事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第43号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、2件でございます。議案書は、7ページです。

番号1番は、北大萱町に事務所を有し、不動産業および建設業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する集町地先の

登記地目田、現況畑1筆293㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内を中心に建設業を行う事業者であり、リフォーム事業を拡大されたことから、資材置場が必要となり、本社からも近い当該申請地を適地と判断し、売買交渉を行ってきたところ、今回話がまとまったため、本申請をなされました。

隣地との境界は、コンクリートブロックを設置し、西側出入口の高さに合わせ20cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、敷地北側に向けて勾配をつけ、敷地北側にU字溝・会所桝を新設し、北側水路に放流されます。

隣接地は、宅地、道路および水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます

番号2番は、北大萱町に事務所を有し、不動産業および建設業を営む法人こと、譲受人が露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する志那町地先の畑1筆310㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、近接地にあります譲受人の本社から近く、社員駐車場および社用車駐車場が不足しており、周辺で駐車場用地を探していたところ、今回話がまとまったため、本申請をなされました。なお、申請地は、隣接地と一体で農業用倉庫として利用されており、隣接地については2a未満の農業用倉庫として届け出をされておりましたが、当該申請地については届出がなされていなかったことから、顛末書を添付の上、申請がなされております。

隣地との境界は、既設のコンクリートブロックを流用し、雨水排水は、敷地西側に向けて勾配をつけ、既設の雨水桝を通して道路側溝に放流されます。

盛土等はなく、地ならしされる程度です。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化

が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号7番今井修委員をお願いします。

7番
今井

7番今井でございます。事務局からただいま説明がありましてとおりであります。南側の隣地が現在、笠縫東学区のまちづくりセンターが併設されておる用地でございます。申請地は畑となっておりますが、耕作がかなり厳しいところとなっております。今回露天資材置場として申請が出されました。周囲への影響はなく、問題ないと判断いたしました。9月13日現地確認をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

会長

2番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員をお願いします。

10番
田中

10番田中です。顛末案件でございます。露天駐車場として申請されました。現地確認をさせていただきました。畑をされているような形跡はなく、雑草が生えているような状況でありました。周囲は、住宅地でありまして隣地に田や畑はございません。問題はないと判断し、印を押しました。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております、議第43号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第43号農地法第5条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて、番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時35分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年10月10日

会 長 田中 治嗣

署名委員 角井 廣司

署名委員 奥村 次一